

**訪問看護リハビリステーション満月**  
**指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 事業運営規程**

(事業の目的)

第1条 株式会社吉正(以下「事業者」という。)が設置する訪問看護リハビリステーション満月(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条

- 1 事業者が実施する指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 指定訪問看護の事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第15号)に定める内容を遵守し、指定訪問看護の事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針)

第3条

- 1 事業所が実施する指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重しながら、サービス提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防訪問看護の事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び介護予防支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第16号)に定める内容を遵守し、指定介護予防訪問看護の事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

##### 第4条

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### (事業所の名称等)

##### 第5条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護リハビリステーション 満月
- (2) 所在地 滋賀県大津市朝日が丘1丁目1-6 ラクラスコート1階

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

##### 第6条

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

##### (1) 管理者 看護師1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護・介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

##### (2) 看護職員 2.5名以上(常勤換算)

看護職員は、主治医の指示と居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問看護・介護予防訪問看護計画書に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に当たる。

(3) セラピスト(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) 適当数

セラピストは、主治医の指示と居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問看護・介護予防訪問看護計画書に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護において、リハビリテーションを担当する。

(4) 事務職員 (1名)

事務職員は、事業所内で定められた事務全般を行う。

(営業日及び営業時間等)

## 第7条

事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日・サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、8月12日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間・サービス提供時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の内容)

## 第8条

事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るように妥当適切に行う事を目的として、次に掲げる内容とする。

(1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

(2) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護利用料等)

## 第9条

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合は『介護保険負担割合証』に記載された割合となる。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合は『介護保険負担割合証』に記載された割合となる。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。
- 4 エンゼルケアは、13,240 円とする。
- 5 サービス提供日当日に利用者がサービス提供の中止を申し出た場合は、キャンセル料として1,500 円徴収する。
- 6 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

#### 第10条

通常の事業の実施地域は、大津市石山中学校区、大津市栗津中学校区、大津市南郷中学校区、大津市瀬田中学校区、大津市北大路中学校区、大津市打出中学校区、山科区の区域とする。

(衛生管理等)

#### 第11条

事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

#### 第12条

- 1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

##### 第13条

- 1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとし、受け付けた苦情については記録を行う。
- 2 事業者は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

##### 第14条

- 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者および利用者家族の個人情報については、事業所での指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及び利用者家族の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

##### 第15条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、委員会の設置
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) 人権擁護・虐待防止の責任者の設置
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

#### 第16条

事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおり講ずるものとする。

- (1)職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置
- (2)カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化する
- (3)従業者に周知・啓発する。
- (4)相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(暴力団の排除に関する事項)

#### 第17条

事業者は、事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者が暴力団員ではないこと、また、暴力団員の支配を受けてはならないものとし、指定訪問看護等のサービスから暴力団を排除するものとする。

(非常災害対策)

#### 第18条

1.事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

- (1)大規模災害や感染症予防に関する委員会の設置、従業者に周知徹底を図ることとする。
  - (2)大規模災害や感染症予防に関する指針の整備
  - (3)定期的な研修及び訓練(シュミレーション)の実施
  - (4)業務継続に向けた計画等の策定し、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じての変更をおこなうものとする。
- 2.事業者は、訪問看護の提供にあたり、非常災害等が発生した場合は、利用者および従業者の安全を確保するとともに関係機関への通報、連絡体制を整備し、被害の防止およびその軽減に努めるものとする。
- 3.事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

#### 第19条

- 1 事業者は、従業者の資質のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執

行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、サービスを完結した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社吉正と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。